

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**滝野自然学園催し**

△①たきの森のようちえん▽  
内日(A)果実ジャム作り 8月25日(水)、(B)滝野のまちを探検 9月8日(水)。いずれも午前10時～午後2時。

対 3歳～就学前の子とその保護者各20組。1組千800円。1人追加ごとに500円。

△②たきの森のがっこう▽  
内 ジャガイモ収穫とキャンプ。9月11日(土)～12日(日)。

対 小学生30人。1万3千円。  
※①②の申込みがきに上欄必要事項と性別、参加者全員の生年月日を記入し、①(A)は8月19日(木)、①(B)と②は9月2日(木)(いずれも必着)までに送付(抽選)。HP

申込先・詳細 青少年女性活動協会(〒005-0862 南区滝野106 滝野自然学園内) ☎(591) 8780

**交通資料館写真会**  
内 交通資料館の展示物を自由に写生。作品は屋外に展示。

内 8月17日(火)までの午前10時～午後4時。交通資料館(地下鉄南北線自衛隊前駅南側シエルタワー下)。

詳細 交通事業振興公社 ☎(251) 0822、HP

**市電フェスティバル**  
内 市電と綱引き、車両工場見学、露店、グッズ販売など。

内 8月29日(日)午前10時～午後4時。電車事業所(中央区南21西16)ほか。

詳細 市コールセンター ☎(222) 4894

違法な廃家電回収業者に  
ご注意を



**違法な廃家電回収業者に  
ご注意を**

トラックなどで住宅地を回る不用品回収業者に、処理料金を払って家電製品や家具などを回収してもらうことは法律で禁止されています。不法投棄や違法な料金請求などのトラブルにつながる恐れがありますので、ご注意ください。

詳細 事業廃棄物課 ☎(211) 2927

**金融・投資被害の相談会**  
面接、電話による相談会。電話の方は、開催時間中に☎(231) 5711で応じます。

内 8月21日(土)午前10時～午後3時。弁護士会館(中央区北1西10)。

詳細 消費者センター ☎(211) 2245

**雑がみ再資源化工程の見学会**  
9月22日(水)午前8時～午後5時50分。

内 王子板紙名寄工場(名寄市)。  
対 中学生以上の方75人。  
申 往復はがきに上欄必要事項

を記入し、8月31日(火)(消印有効)までにごみ減量推進課(市役所内/1階)へ送付。(抽選) 詳細 市コールセンター ☎(222) 4894

を記入し、8月31日(火)(消印有効)までにごみ減量推進課(市役所内/1階)へ送付。(抽選) 詳細 市コールセンター ☎(222) 4894

**生ごみ堆肥化セミナー**



内 受講者に堆肥化基材を進呈。  
内 所左表の通り。

開催日	時間	会場
8/21(土)	午後1時30分～3時	清田区民センター(清田区清田1の2)
8/24(水)	午後1時30分～3時	南区民センター(南区真駒内幸町2)
8/28(土)	午後1時30分～3時	白石区民センター(白石区本郷通3)
8/31(火)	午前10時30分～正午、午後1時30分～3時	コアレックスホール(中央区北4西15)
9/4(土)	午後1時30分～3時	ちえりあ (13階)
9/7(火)	午後1時30分～3時	エルプラザ (15階)

生ごみ堆肥化セミナー  
申込先・詳細 リユースプラザ(厚別区厚別東3の1) ☎(375) 1133

希望の場所で開催します。  
対 小学4年以上で20人～30人程度の団体。  
申 来年2月28日(月)までに随時

希望の場所で開催します。  
対 小学4年以上で20人～30人程度の団体。  
申 来年2月28日(月)までに随時

消費者協会へ ☎(728) 8300  
詳細 消費者協会 ☎(728) 8300  
リユースプラザ催し  
△①ツールペイント体験▽  
内 8月20日(金)午後1時～3時。  
対 中学生以上の方10人。  
対 500円。  
△②生ごみ堆肥化講座▽  
内 8月22日(日)午後1時～2時。  
対 中学生以上の方20人。  
※①②の申込み8月11日(水)から(先着)  
△リユースマルシェ▽  
内 野菜や卵、お菓子を販売。  
内 9月5日(日)午前10時～午後3時。  
申込先・詳細 リユースプラザ(厚別区厚別東3の1) ☎(375) 1133

秋の建築物防災週間  
(8/30(月)～9/5(日))  
外壁タイルの落下や昇降機による事故、地震・火災による災害を防ぐため、建築物の所有者は日ごろから点検を心掛けてください。  
期間中は、多くの方が利用する建物の査察を行います。  
詳細 建築安全推進課 ☎(211) 2867

各区で実施します。場所により通行止めやヘリコプターの飛行音が発生しますので、ご理解をお願いします。  
8月30日(日)～9月5日(日)。  
詳細 危機管理対策課 ☎(211) 3062  
がけ崩れにご注意ください  
がけ崩れの前兆として、小石が落ちてくる、亀裂が発生する、がけから水が湧き出すなどがあります。土砂災害警戒情報に注意してください。  
また、①がけ面を削ったり、土を盛ったりする②擁壁などの構造物を作る——などを行うとがけが崩れやすくなりますので、工事着手前にご相談ください。  
詳細 宅地課 ☎(211) 2512  
赤十字講習会  
△①子育てサポート教室▽  
内 子どもの事故防止、AEDの使用法など。  
内 9月2日(木)午前10時～正午。  
対 乳幼児の母など20人。  
△②赤十字救急法基礎▽  
内 心肺蘇生法、AEDの使用法など。検定あり。9月15日(水)23日(祝)午前9時～午後2時。  
対 15歳以上の方各40人。  
対 500円。  
△③健康増進セミナー▽  
内 日常生活における介護。  
内 9月30日(木)午前10時～正午。30人。  
※①②③の所 赤十字会館(中央区北1西5)。  
※①②③の申 ①③は往復はがき

広告

Large empty rectangular box for advertisements.

き以上に欄必要事項と、①は託児(1歳以上)希望の有無(希望者は子の氏名、生年月日、性別も)を記入し、①は8月25日(水)、③は9月15日(水)いづれも必着)までに日赤北海道支部(〒060-0001中央区北1西5)へ送付。(抽選)、②は8月18日(水)に日赤北海道支部へ直接。(先着)

防災協会救命講習会

〔詳細〕日赤札幌市地区本部(21)3339

△①応急手当普及員養成▽
△②AEDの使用法、指導者の育成など。9月14日(火)〜16日(水)午前9時〜午後5時。
△③市内に居住か通勤する18歳以上の方で、講習後、所属する団体に指導できる方12人。
△④上級救命▽
△⑤AEDの使用法、心肺蘇生法、けが人への応急手当等。
△⑥9月26日(日)午前9時〜午後5時。市内に居住か通勤す

る16歳以上の方12人。
※①②の所琴似プラザ(西区琴似2の2高道ビル)。
※①②の申往復はがき以上に欄必要事項を記入し、8月14日(土)(必着)までに送付。(抽選)
〔申込先詳細〕防災協会(〒003-0023白石区南郷通6北)☎(861)1211

水道メーターの取り替えにご協力を

有効期限が近い水道メーターを無料で取り替えます。対象家庭には、水道局から委託を受けた事業者が事前にチラシを配布した後、取り替えに伺います。作業には1時間ほどかかりますのでご協力をお願いいたします。
△①8月下旬〜11月下旬。
〔詳細〕給水課☎(21)7055
か配水管理事務所(中央・南区☎(572)7300、北・東区☎(762)7300、白石・厚別区☎(891)7300、豊

市営住宅入居者募集

平・清田区☎(812)7300、西・手稲区☎(663)7300)
空き家と新設(左表)の入居者を募集します。入居は空き家が11月下旬から、新設は来年1月下旬から。申し込みはどちらか一方です。詳しくは募集案内書をご覧ください。

新設市営住宅(借り上げ市営住宅)

Table with columns: 団地名・所在地, 区分, 形式, 募集戸数. Rows include Green Court 2 (North Shin-ku 13) with family and single units.

△①9月1日(水)から住宅管理公社、区役所などで配布する申込書を9月9日(水)消印有効)までに送付。(抽選) 申込書はHPからも入手可。※もみじ台団地は来年2月まで毎月1回住宅管理公社で直接受け付け。
〔詳細〕住宅管理公社(中央区北1西2オーク札幌ビル)☎

マンション管理基礎セミナー

〔日所〕9月18日(土)午後1時30分〜4時30分。かである2・7(中央区北2西7)。
△①マンションに居住している方、管理組合役員など200人。
△②申、FAX、直接。上欄必要事項を記入し、8月11日(水)から北海道マンション管理組合連合会(中央区北1西2オーク札幌ビル、☎(232)2381、FAX(232)3721)へ。(先着)
〔詳細〕住宅課☎(21)2807

市街化調整区域の土地購入や利用にご注意を

市街化調整区域は計画的な街づくりのために市街化を抑制する区域です。一般住宅や工場、簡易なプレハブ構造の建物など、構想用途や基礎の

食の安全・安心市民交流

有無にかかわらず建築が規制されています。また、農業用倉庫を工場など別の目的に使用する用途変更も規制されています。なお、市街化調整区域の山林や原野を画面上で区分画分筆し、宅地と見せかけた現状有姿分譲地は、将来市街化区域となる保証は無く、建物を建てることもできません。
〔詳細〕宅地課☎(21)2512

△③施設見学や意見交換など。
△④日所 8月28日(土)午前6時30分〜10時 中央卸売市場(中央区北12西20)、31日(火)午後1時〜5時 〓タマネギ生産農家(北区篠路町)。
△⑤定各20人。
△⑥上欄必要事項と食の安全・安心についての関心事項を記入し、8月16日(月)までにCC。(抽選)
〔詳細〕市コールセンター☎(222)4894、HP

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**火葬のときは副葬品などを  
入れないでください**

次のような副葬品は、火葬や収骨の妨げになるほか、有害なダイオキシソ類発生のおそれがあるため、火葬時にひつぎに入れないでください。なお、ドライアイスは出棺時に取り出してください。①プラスチック・化学繊維製品②ガラス・硬貨・貴金属製品③燃えにくいもの(厚い本、果実、衣類など)④危険物(スプレー、ライター、電池、携帯電話など)。  
【詳細】里塚斎場☎(883)1561、山口斎場☎(691)3636

**お墓参りの皆さんへ**



平岸霊園は8月7日(土)～16日(月)、里塚・手稲平和の各霊園は13日(金)～16日(月)に、交通規制を実施します。自家用車の利用は控え、公共交通機関をご利用ください。

また、カラスによる被害が多発しているため、お供え物はお持ち帰りください。なお、里塚斎場(火葬場)への立ち入りはご遠慮願います。

**交通機関里塚⇨中央バス札幌ターミナルから里塚霊園行き**

に乗車(8月13日(金)～16日(月))。平岸⇨地下鉄南北線南平岸駅下車。手稲平和⇨JR琴似駅、地下鉄東西線琴似駅、発寒南駅からジェイ・アール北海道バス「琴42」「発42」に乗車(8月13日(金)～16日(月))。平和の滝入り口から手稲平和霊園まで路線延長。午前8時台～午後4時台の便。  
【詳細】生活環境課☎(616)2855

**住宅の省エネルギー化や  
バリアフリー化を補助**

50万円を上限に、対象工事費の10%を補助します。工事着工前の申請が必要です。【市役所7階住宅課、区役所で配布中の申込用紙を10月29日(金)までに持参。予算額に達し次第終了。】  
【詳細】住宅課☎(211)2807、HP

**自然の中で子育てを**

【内】親子を対象とした昆虫や草花などの観察と子育てトーク。  
【日】8月18日(水)午前10時～正午。  
【所】北方自然教育園。  
【詳細】北方自然教育園(南区白川1814)☎(596)3567  
**あそびのほけいこ**

【内】親子でのふれあい遊びなど。  
【日】8月26日(木)午前10時～11時。

**子育て支援総合センター(中央区南3西7)。**

【対】5カ月までの子とその保護者で未受講の方16組。  
【日】8月18日(水)から。【先着】  
【申込先・詳細】子育て支援総合センター☎(208)7961



**国民健康保険**

**△保険料軽減対象を拡大▽**

4月から開始した、解雇や倒産などで離職した方の保険料軽減について、対象者の範囲が拡大しました。対象外だった、事業主の都合などで離職し、再就職などにより被用者保険に加入後、再離職した方なども、次の条件をすべて満たす場合、保険料の軽減対象となります。軽減には届け出が必要ですので、お住まいの区の区役所へ相談の上、手続きをしてください。

**条件**①21年3月31日以降に離職。離職時に64歳以下の方、②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」、③再離職により雇用保険の受給資格が生じない。

△所得申告書の提出を▽  
国民健康保険料は、前年の所得に基づいて算定します。所得税や住民税の申告をした方や所得税が源泉徴収された

**高額医療・高額介護合算療養費**

国保または後期高齢者医療制度では、同じ世帯で、かつ同じ制度の被保険者全員の1年間の医療保険と介護保険の自己負担額合計が下表の基準額を超えたときは、その超えた額を支給します。  
【詳細】区役所(1階)の保険年金課

区 分	自己負担額の合計の基準額		
	国保・69歳以下	国保・70歳以上	後期高齢者
①(ア)住民税の課税所得が145万円以上ある被保険者と、その方と同じ世帯にいる被保険者の方 (イ)国保(69歳以下の場合)の各加入者の所得から33万円を控除した金額の合計が600万円を超える世帯	126万円		67万円
② ①③④に該当しない方	67万円		56万円
③世帯全員が市民税非課税			31万円
④ ③のうち、次のいずれかに該当する方。(ア)世帯全員が所得0円(公的年金等控除を80万円として計算) (イ)高齢福祉年金を受給	34万円		19万円

※毎年8月～翌年7月末の自己負担額を基に計算

方についてはその所得を基にしますが、それ以外の方には、保険料算定のための所得申告書を送付しますので、期限までに必ず提出してください。

△口座振替のご利用を▽  
保険料の納付には、口座振替が便利です。納付通知書、預(貯)金通帳、届出印を持参し、口座のある金融機関からお住まいの区の区役所保険年金課でお申し込みください。  
【詳細】区役所(1階)の保険年金課

**介護保険**

**△低所得者減免▽**

22年度の保険料が第3段階以上で、次のすべての基準を満たす65歳以上の方は、申請により最も低い金額の段階まで介護保険料が減免されます。お住まいの区の区役所保険年金課へ申請してください。

**国民年金**

△国民年金に加入されていない方へ▽  
国民年金は、原則として20歳以上60歳未満のすべての方が加入し、老後の生活を支え合う制度です。年金に加入し、保険料を納めていると、障

が、国民年金は、原則として20歳以上60歳未満のすべての方が加入し、老後の生活を支え合う制度です。年金に加入し、保険料を納めていると、障